

大分県報

平成十九年

第一八四六号

三月十三日

（火曜日）

目次

告 示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	一一
農地保有合理化事業規程の廃止承認	一二
農地保有合理化事業規程の変更承認	一二
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧	一三
土地改良法による換地処分（九件）	一三
林業種苗法による生産事業者の登録	一四
道路区域の変更（十一件）	一四
道路の供用開始（九件）	一七
都市計画事業の事業計画変更認可	一九
公 告	
争議行為の予告	二〇
土地改良区の清算人の就任	二〇
土地改良事業の工事の完了	二〇
開発行為の完了	二〇

○ 告 示

大分県告示第二百四十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市耶馬溪町大字深耶馬千五百二十三

有限会社福田農園

代表取締役 福田 実

2 特定事業場の所在地及び名称

中津市耶馬溪町大字深耶馬千五百二十三

有限会社福田農園

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二イ 豚

房施設

	種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の値															
									単 位	m³ /日	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	mg /ℓ	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	mg /ℓ	化 学 的 酸 素 要 求 量	mg /ℓ	浮 遊 物 質 量	mg /ℓ	窒 素 含 有 量	mg /ℓ	の 値				
	豚房施設	最大生産量 一、四七〇頭／月 （豚房数一、三九八房）	許可の日	許可の日	許可の日	連続	二四時間	なし	通 常	七五・三	通 常	五・八〇八・〇	四、五〇〇	二、五〇〇	一〇、五〇〇	一、五〇〇	二五〇	三〇〇	二、〇〇〇	一三、〇〇〇	五・八〇八・〇	六、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	最 大	最 大

汚水		汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	4 汚水等の処理の方法
項目	単位														
	処理前	通常	七五・三	処理前	通常	連続	許可の日	許可の日	許可の日	原水槽 流量調整槽 複合ラグーン 三次処理調整槽 接触ばっ気槽 反応槽 凝集槽 再中和槽 二×四・二×六m 八・一×八・一×六m 長径三六×短径二一×深さ三〇七m 四・七×四・六×六m 四・六×五・四×四・四m 一・五m ³ 一・五m ³ 一×一×〇・八m	鉄筋コンクリート造	七五・三m ³ ／日	回分式活性汚泥＋接触酸化＋酸性凝集沈殿処理方式	生物化学的処理	
	処理後	の値	七五・九	処理後	の値										
	処理前	最大の値	七五・三	処理前	最大の値										
	処理後		七五・九	処理後		の値									

平成十九年三月十三日

大分県報（告示）

平成十九年三月十三日

大分県報（告示）

四

等の汚染状態の値					
水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質 量	窒素含有量	りん含有量
mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ	mg／ℓ
五・八ゝ八	四、五〇〇	二、五〇〇	一〇、五〇〇	一、五〇〇	二五〇
五・八ゝ八・六	二〇	四〇	二五	三五	八
五・八ゝ八	六、〇〇〇	三、〇〇〇	一三、〇〇〇	二、〇〇〇	三〇〇
五・八ゝ八・六	三〇	六〇	四〇	五五	一五

5 排出水の量及び汚染状態の値									
排水口名		No. 1							
一日当たりの排水量		単位	通常	通常		最大			
		㎡/日	七五・九	七五・九		七五・九			
項目		単位	通常	通常		最大			
水素イオン濃度			五・八〇八・六	五・八〇八・六		五・八〇八・六			
生物化学的酸素要求量		mg/ℓ	二〇	二〇		三〇			
化学的酸素要求量		mg/ℓ	四〇	四〇		六〇			
浮遊物質		mg/ℓ	二五	二五		四〇			
窒素含有量		mg/ℓ	三五	三五		五五			
りん含有量		mg/ℓ	八	八		一五			
大腸菌群数		個/㎖	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下		三、〇〇〇			
二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所									
1 縦覧期間									
平成十九年三月十三日から同年四月五日まで。									
2 縦覧場所									
大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所									
~~~~~									
大分県告示第二百五十号									
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。									
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。									
平成十九年三月十三日									
大分県知事 広瀬勝貞									
一 申請の概要									
1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名									
宇佐市大字山本二千二百三十一―一									
三和酒類株式会社									
代表取締役 赤松健一郎									
2 特定事業場の所在地及び名称									
宇佐市大字山本二千二百三十一―一									
三和酒類株式会社									
3 設置される特定施設の種類									
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号ニろ過施設									

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の値						
								単 位	㎡ / 日	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	等 の 生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	汚 染 化 学 的 酸 素 要 求 量	状 態 浮 遊 物 質 量	の 値 窒 素 含 有 量	り ん 含 有 量
ろ過施設	一、六三三キログラム／時間	既設	既設	平成一九年四月一〇日	連続	八時間	なし	通 常	一〇	通 常	五	一、〇〇〇	七〇〇	二〇〇	二〇以下	五以下
								最 大	一五	最 大	四	一、五〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	四〇以下	一〇以下
ろ過施設	二・五トン／時間	既設	既設	平成一九年四月一〇日	連続	八時間	なし	通 常	五〇	通 常	五	二、〇〇〇	一、五〇〇	五〇〇	一〇〇以下	一〇以下
								最 大	六〇	最 大	四	三、〇〇〇	二、〇〇〇	七〇〇	一五〇以下	二二〇以下

	汚水の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	
	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質量	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位									
								mg／ℓ									mg／ℓ
	一以下	一〇以下	一〇	七〇	一五〇	五	通常	二九	通常	なし	八時間	連続	平成一九年四月一〇日	既設	既設	五〇〇リットル／時間	ろ過施設
	二以下	一五以下	二〇	八五	二〇〇	四	最大	三三	最大								
	一以下	二以下	四	二〇	五〇	五	通常	一	通常								
	二以下	三以下	六	三〇	七〇	四	最大	二	最大								

	種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚水等の一日当たりの量		汚水等の値						
									単 位	m ³ /日	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	浮 遊 物 質 量	窒 素 含 有 量	り ん 含 有 量
	ろ過施設	一〇〇リットル／時間	既設	既設	平成一九年四月一〇日	連続	八時間	なし	通  常	一	五	五〇	二〇	四	二以下	一以下	
									最  大	二	四	七〇	三〇	六	三以下	二以下	

4		汚水等の処理の方法		種		理		方		式		能		構		主		要		寸		法		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工		工	
---	--	-----------	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

	状態 の値			
	浮遊物質 量	窒素含有 量	りん含有 量	
	mg／ ℓ	mg／ ℓ	mg／ ℓ	
	三五〇	三〇	八	平成十九年三月十三日
	二〇	一〇	三・五	大分県報（告示）
	四〇〇	六〇	一四	
	二五	一五	八	一〇

[illegible]

青 柳 加寿子

大分市大字横瀬富士見ヶ丘東四区百二十一

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

八千三百五十一平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物北側 五十三台

駐車場No.二 建物東側及び南側 百三十六台

駐車場No.三 建物屋上 百台

合計 二百八十九台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側 二十三台

建物南側 二十二台

合計 四十五台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物北側 百十四平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物西側 三十立方メートル

建物敷地西側 十四・一立方メートル

合計 四十四・一立方メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 駐車場の自動車の出入り口の数及び位置

五箇所 建物敷地西側、東側、南側

2 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十九年三月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び中部振興局

2 縦覧期間

平成十九年三月十四日から  
平成十九年七月十三日まで） 公示から四月間

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成十九年七月十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を中部振興局に提出しなければならない。  
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百五十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の廃止を承認した。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

農地保有合理化法人名

豊後大野市（旧朝地町）

承認に係る農地保有合理化事業の種類

法第四条第二項第一号及び第四号に掲げる事業

承認年月日

平一九・三・二

社団法人豊後大野市農林業振興公社（旧社団法人清川村農林業公社）

法第四条第二項第一号及び第四号に掲げる事業

平一九・三・二

社団法人豊後大野市農林業振興公社（旧財団法人緒方町農業公社）

法第四条第二項第一号及び第四号に掲げる事業

平一九・三・二

大分県告示第二百五十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

農地保有合理化法人名

承認に係る農地保有合理化事業の種類

承認年月日

社団法人豊後大野市農

法第四条第二項第一号及び第四号に掲げる事業

平一九・三・二

## 大分県告示第二百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 事業名

## 地区名

## 縦覧期間

## 縦覧場所

県営防災ダム事業

スネコスリ地区

平一九・三・一三から  
平一九・四・二まで

杵築市役所

## 大分県告示第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業川原地区の換地処分をした。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 大分県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業町田地区の換地処分をした。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 大分県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営地すべり対策事業来鉢地区の換地処分をした。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 大分県告示第二百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業萩地区鳴田工区の換地処分をした。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 大分県告示第二百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業杵築速見地区大片平一工区の換地処分をした。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 大分県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業杵築速見地区大片平二工区の換地処分をした。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 大分県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業杵築速見二期地区井手工区の換地処分をした。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 大分県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業杵築速見二期地区下切工区の換地処分をした。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 大分県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営

平成十九年三月十三日

大分県報（告示）

中山間地域総合整備事業九重地区柿木原工区の換地処分をした。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百六十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 登録番号 南一
- 二 生産事業者の氏名又は名称及び住所 三原 眞喜夫
- 三 佐伯市本匠大字津々二四四番地
- 三 生産事業の内容
- (一) 採穂 採取
- (二) 苗木 幼苗の育成
- 四 事業所の名称及び所在地 三原種苗
- 佐伯市本匠大字山部
- 一 登録番号 南二
- 二 生産事業者の氏名又は名称及び住所 古城 光一
- 佐伯市宇目大字千束四一六六番地ノ一
- 三 生産事業の内容
- (一) 採穂 採取
- (二) 苗木 幼苗の育成
- 四 事業所の名称及び所在地 宇目種苗
- 佐伯市宇目大字千束、小野市

大分県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
県道田野宝泉寺停車場線	玖珠郡九重町大字田野字下の山五九八番地先から玖珠郡九重町大字田野字小釣一五六五番三七地先まで	A メートル 一八・〇 五・一	A 三〇・〇 六・九	五〇三・〇	二七七・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
玖珠郡玖珠町大字日出生字浦山三			メートル	メートル



大分県知事 広瀬 貞									
道路の種類 及び路線名		区 間		区域変更 前後別		敷地の幅員		延 長	
一般国道一 九七号		大分市大字本神崎字前原一九九八 番四から 大分市大字本神崎字前原一九六〇 番五まで		前		メートル 二二・〇 一五・五		メートル 二二・〇	
				後		メートル 二二・〇 一五・〇		二二・〇	
大分県告示第二百七十一号									
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて 一般の縦覧に供する。 平成十九年三月十三日									
大分県知事 広瀬 貞									
道路の種類 及び路線名		区 間		区域変更 前後別		敷地の幅員		延 長	
県道佐田山 香線		宇佐市安心院町且尾字札ノ辻五番 二から 宇佐市安心院町且尾字札ノ辻三番 まで		前		メートル 一一・九 九・三		メートル 六一・六	
				後		メートル 二二・四 一一・九		六一・六	
大分県告示第二百七十二号									
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて 区域を変更する。									
大分県知事 広瀬 貞									
大分県告示第二百七十三号									
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて 一般の縦覧に供する。 平成十九年三月十三日									
大分県知事 広瀬 貞									
道路の種類 及び路線名		区 間		区域変更 前後別		敷地の幅員		延 長	
県道山香院 内線		宇佐市安心院町下毛字香田二二一 番四から 宇佐市安心院町下毛字門田一九八 七番三まで		前		メートル 二〇・四 九・六		メートル 二〇六・一	
				後		メートル 二五・五 一二・八		二〇六・一	
大分県告示第二百七十四号									
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の 区域を変更する。 その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて 一般の縦覧に供する。 平成十九年三月十三日									
大分県知事 広瀬 貞									
道路の種類 及び路線名		区 間		区域変更 前後別		敷地の幅員		延 長	
県道宇佐本 耶馬溪線		宇佐市大字末字高城一〇四二番四 地先から 宇佐市大字木内字古屋敷一二四番 二まで		前		メートル 一三・二 六・一		メートル 五四七・〇	
		宇佐市大字末字高城一〇四二番四 から 宇佐市大字木内字古屋敷一二四番 三まで		後		メートル 一六・〇 一一・〇		五四七・〇	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更  
前後別

敷地の幅員

延 長

備 考

一般国道三八七号  
宇佐市院内町温見字宮ノ本一九九四番五から宇佐市院内町野地字立平三三五番一まで

前

A

メートル  
一五・五  
六・〇

メートル  
二、三一〇・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

後

A

一五・五  
六・〇

二、三一〇・〇

大分県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更  
前後別

敷地の幅員

延 長

備 考

県道大泊浜  
徳浦線

白杵市大字深江字清水平二六〇一番二から白杵市大字深江字東平二六四二番四まで

前

A

メートル  
一六・〇  
三・五

メートル  
一六五・〇

白杵市大字深江字清水平二六〇一番三から白杵市大字深江字東平二六三七番一まで

後

A

一六・〇  
三・五

一四〇・〇

白杵市大字深江字清水平二六〇一番一から白杵市大字深江字東平二六四三番二まで

後

B

五八・〇  
一四・〇

一七〇・〇

白杵市大字深江字東平二六四二番三から白杵市大字深江字除ヶ平二六五五番一六まで

前

一九・〇  
二・五

一九〇・〇

白杵市大字深江字東平二六四三番二から白杵市大字深江字除ヶ平二六五五番一六まで

後

四〇・〇  
二・五

一九〇・〇

白杵市大字深江字海手二四七九番二から白杵市大字深江字清水平二六〇一番二まで

前

二三・〇  
三・五

四六三・〇

白杵市大字深江字海手二四七九番一から白杵市大字深江字海手二六〇一番一まで

後

五六・〇  
一〇・〇

四六三・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて

平成十九年三月十三日

大分県報（告示）

一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道田野宝泉寺停車場線

玖珠郡九重町大字田野字前津留六〇四番地先から  
玖珠郡九重町大字田野字小釣一五六番三七地先まで

平一九・三・一三

大分県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道三八七号

玖珠郡玖珠町大字日出生字浦山三〇九〇番五〇から  
玖珠郡玖珠町大字日出生字宝蔵寺二八一〇番九まで

平一九・三・一三

大分県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

一般国道二二二号

中津市耶馬溪町大字戸原字伍代一六四八番二地内

平一九・三・三一

大分県告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道池田大原線

豊後大野市大野町北園字地藏元二八四番三から  
豊後大野市大野町北園字平原八九番二まで

平一九・三・一六

大分県告示第二百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道佐田山香線

宇佐市安心院町且尾字札ノ辻五番二から  
宇佐市安心院町且尾字札ノ辻三番まで

平一九・三・一三

大分県告示第二百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道山香院内線 宇佐市安心院町下毛字香田二一・二番四から  
宇佐市安心院町下毛字門田一九八七番三まで 平一九・三・一三

大分県告示第二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道宇佐本耶馬溪線 宇佐市大字末字高城一〇四二番四から  
宇佐市大字木内字古屋敷一二四番三まで 平一九・三・一三

大分県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

一般国道三八七号 宇佐市院内町温見字宮ノ本一九九四番五から  
宇佐市院内町西椎屋字仁田ノ原五二九番二まで 平一九・三・一七

で

大分県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

白杵市大字深江字東平二六四三番二から  
白杵市大字深江字除ヶ平二六五五番一六まで  
白杵市大字深江字海手二四七九番一から  
白杵市大字深江字清水平二六〇一番一まで

平一九・三・一三

県道大泊浜徳浦線

大分県告示第二百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

日田市

二 都市計画事業の種類及び名称

日田都市計画公園事業

二・二・一五号 日田駅北公園

三 事業施行期間

変更前 平成十七年六月二十一日から平成十九年三月三十一日まで

変更後 平成十七年六月二十一日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十九年三月十三日

大分県報（告示）

変更なし  
2 使用の部分  
なし

○公 告

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、大分県医療労働組合連合会委員長池田康夫から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 事件  
賃金引上げ、労働条件の改善等の要求に関する件

二 日時  
平成十九年三月十五日午前零時以降本件の解決に至るまでの期間

三 場所  
中津市諸町千七百九十九番地

村上記念病院

宇佐市大字南字佐千六百五十五番地

宇佐病院

別府市光町十四番三号

山本病院

大分市古ヶ鶴一丁目一番十五号

大分健生病院

四 概要

同盟罷業を含むあらゆる形の競争行為を行う。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人西大山地改良区（日田市）から、就任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

氏 名 住 所

森 克男 日田市大山町西大山三六九九番地二

川 津 忠男 〃 三五七〇番地

黒 川 博文 〃 五三九九番地

三 苦 義 秀 〃 五四二番地一

川 津 武 博 〃 三六六一番地

横 田 浩 行 〃 三四二二番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業主体名 所在地 事業名 着手年月日 完了年月日

日田市 日田市 町営ほ場整備事業（綿打地区） 平一二・二・三 平一三・三・一五

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。  
平成十九年三月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

杵築市大字杵築字北浜六百六十五番六百十五ほか五筆

二 開発区域の面積

三、三四九・〇〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

杵築市大字杵築六百六十五番地十七

石 瀧 仙 命

四 完了検査年月日  
平成十九年二月十九日

平成十九年三月十三日

大分県報（公告）